

# 【東電健保任意継続のしおり】

## 任意継続被保険者制度とは

退職等で被保険者の資格を喪失した時に、一定の要件を満たしていれば、ご本人の希望により継続して「**2年間**」加入できる健康保険制度です。ただし、下記5の任意継続被保険者の資格喪失に該当された方は、事実が発生した時点で喪失となります。

### 1. 資格要件

(1) 資格喪失日の前日（退職日）までに継続して2ヵ月以上の被保険者期間があること。

\*退職せず、勤務時間・日数の減少により健康保険の資格を喪失した場合も該当します

(2) 資格喪失日から20日以内に、「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」を提出すること。

### 2. 保険料について

任意継続保険料は、あなたの退職時の標準報酬月額か、当健保の前年9月末日現在の全被保険者の標準報酬の平均標準報酬月額と比較して、いずれか低い標準報酬月額に基づき決定しております。

**（2年間(法定満了日まで)適用されます。）**

また、介護保険制度の第2号被保険者に該当する40～64歳の方は、介護保険料もあわせて納入することとなります(40～64歳の扶養者のいる方も同様です)。

保険料は年度毎に変動しますので、該当標準報酬月額と保険料額は毎年3月頃お知らせします。

(年度とは、4月または加入月～翌3月まで)

### 3. 保険料の納入方法と納入期日（振込手数料は自己負担となります）

\*詳細については、保険証送付時の「保険料の納付方法等について」にてご確認ください。

<毎月払い>

①資格取得月の初回保険料は納入期日までに納めてください。

②2回目以降については、毎月10日までに納入ください。(10日までに保険料の納入がなかった場合は資格喪失となりますので、ご注意ください。(健康保険法第38条))

<前納払い>

①資格取得月から9月分または3月分まで納入することが出来ます。

②翌年度分の保険料は、1年分または半年分の前納を選択できます。

!注意!前納保険料金額は年利4%複利計算による割引額となっておりますが納入期限を過ぎた場合は適用されません。

<口座振替>

①口座振替を希望される場合は、「保険料の納付方法等について」の「口座振替希望」を提出ください。

②その後「口座振替依頼書」の提出にて、資格取得月の3ヵ月後から引落としとなります。それまでは毎月払いと同様に、期日までに保険料の納入をお願いします。

## ! 注意 !

任意継続被保険者の納入する保険料は、確定申告の際に「社会保険料控除」として所得控除の対象となりますが、現在、確定申告の際、領収書や証明書類の添付は義務づけられてはおりません。なお、**納入の際の金融機関などの領収書や納付金額のわかるものは大切に保管ください。**

### 4. 保険給付について

社員時と同様の保険給付の付加給付（出産手当金を除く）を受けられます。

傷病手当金、出産手当金については受けられません。(継続給付の要件を満たしている方は除きます)

## 5. 任意継続被保険者の資格喪失

(1) 資格喪失の事由は下記①～⑤に限られており、任意に資格を喪失することはできません。

(健康保険法第38条)

- ① 資格取得した日から2年間を経過したとき
- ② 就職し、健康保険・船員保険等の被保険者となったとき(必ず連絡をお願い致します。)
- ③ 保険料を納入期限までに納入しないとき(納入期限は毎月10日です。)
- ④ 死亡したとき
- ⑤ 後期高齢者医療の被保険者となったとき

※国民健康保険加入または家族の被扶養者となるという理由での脱退はできません。

(2) 被保険者資格を喪失する場合

### ・ 就職による資格喪失

当健保に連絡後、「健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書」に就職先の保険証のコピーを貼付し、任意継続被保険者証(家族分を含む)を東電健保まで送付ください。

\* 保険料前納分の不該当期間の保険料は返還いたします。

### ・ 国民健康保険加入、家族の扶養へ切り替えることによる資格喪失

上記(1)の①から⑤以外の理由で脱退はできませんが、国民健康保険加入や家族の扶養に切り替えたい場合は、上記(1)の③「保険料未納」という理由で資格喪失することとなります。

保険料の納入期限は毎月10日と定められており、10日までに納入されない場合は、その翌日が資格喪失日となります。(但し、10日が土日・祝祭日の場合は翌営業日が納入期限となります)

資格喪失証明書の発行をしますが、資格喪失日以降の書類発行となりますのでお待ちください。

\* 検討されている方は扱者までご連絡ください。

### ・ 任意継続期間満了を迎える方

期間満了日の約7日前になりましたら資格喪失通知を送付いたしますので、資格喪失後、お住まいの役所で国民健康保険加入の手続きをおこなってください。

## 6. その他

(1) 被保険者証の「記号」が変わります。継続受診されている医療機関には「保険証」を提示し、記号が変わったことを申し出てください。

\* 任意継続被保険者証を受け取る間に医療機関にかかる場合は、「任意継続の申請中である」旨を申し出て医療機関の指示に従ってください。全額自己負担された場合は、保険証が届いた後に「療養費支給申請書」をご提出いただくことで健保負担分を払い戻しいたしますので、扱者までご連絡ください。

(2) 被扶養者に異動があった場合

・ 被扶養者を異動するときは、被扶養者(減)届に必要な事項を記入し、該当被扶養者の保険証を添えて提出してください。ただし、被扶養者で75歳の誕生日を迎えた方は、誕生日にて資格喪失(後期高齢者の被保険者)となりますので保険証を健保に返却ください。

(3) 氏名や住所、給付金受領機関に変更があった場合

・ 「任意継続被保険者 氏名・住所・給付金受領機関変更届」を提出してください。

(4) 医療費通知については受診のあった約3ヶ月後以降にご自宅へ送ります。年間医療費通知の発行はいたしませんので、医療費通知は保管ください。

★東電けんぽホームページ <http://www.todenkenpo.jp/> 各種がプリント出来ない場合は扱者へご連絡ください。ホームページには人間ドックや簡易健診等の案内もあります。

以上